

令和 8 年

西条市議会第 4 回 6 月定例会提出議案書

(その 5)

西 条 市

目 次

議案第 5 5 号 監査委員の任命について	1
---------------------------------	---

議案第 5 5 号

監査委員の任命について

監査委員を次のとおり任命することについて議会の同意を求める。

令和 8 年 6 月 3 0 日提出

西条市長 越 智 三 義

1 住所
西条市天神

2 氏名
高 橋 雄 次

提案理由

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１９６条の規定に基づき、議会の同意を得て新たに監査委員を任命しようとするものである。

関係法令

地方自治法

（選任及び兼職禁止）

第１９６条 監査委員は、普通地方公共団体の長が、議会の同意を得て、人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者（議員である者を除く。以下この款において「識見を有する者」という。）及び議員のうちから、これを選任する。ただし、条例で議員のうちから監査委員を選任しないことができる。

２ （略）

３ 監査委員は、地方公共団体の常勤の職員及び短時間勤務職員と兼ねることができない。

４～６ （略）

（任期）

第１９７条 監査委員の任期は、識見を有する者のうちから選任される者にあつては４年とし、議員のうちから選任される者にあつては議員の任期による。ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げない。

（監査委員になることができない者）

第１９８条の２ 普通地方公共団体の長又は副知事若しくは副市町村長と親子、夫婦又は兄弟姉妹の関係にある者は、監査委員となることができない。

２ 監査委員は、前項に規定する関係が生じたときは、その職を失う。